

4.金オプション取引とは

- 金オプション取引の概要
- プレミアムの仕組み
- オプション取引を活用した戦略
- 金オプション取引の流れ
- 東京金オプション取引の具体例

先物取引はデリバティブ取引のうちの一つですが、デリバティブ取引にはそれ以外にもオプション取引を始めとした様々な取引形態があります。
東京商品取引所には金オプション取引が上場されていますので、以下では同取引についてご説明いたします。

■ 東京商品取引所の金オプション取引の概要

東京商品取引所の金オプション取引は、①将来の特定の日（＝権利行使日）において、②金先物取引の最終清算価格と、③予め定められた価格（＝権利行使価格）との差額を、④受け取ることでできる権利を売買する取引です。
権利行使日に金先物標準取引の最終清算価格より低い権利行使価格で買う権利を保有している人及び最終清算価格より高い権利行使価格で売る権利を保有している人は、最終清算価格と権利行使価格の差額を受け取ることが出来ます。
従って、この取引は金先物取引の「値上がり見込み」「値下がり見込み」を売買する取引という側面があります。

金オプション取引とは



◆ オプション（＝option）という語には「選択する」「選択権」という意味があります。従ってオプション取引で売買されるオプションは「買う」若しくは「売る」ことを選択できる権利ということになります。
「権利」ですので、必ず行使しなければならぬということはなく、行使するかどうかの選択権（＝オプション）は権利を有している人に委ねられています。

◆ 権利行使日に金先物取引の最終清算価格から権利行使価格を差し引いた金額を受け取ることができる権利を「コールオプション」、権利行使価格から最終清算価格を差し引いた金額を受け取ることができる権利を「プットオプション」、権利行使する価格のことを「権利行使価格」といいます。

◆ 取引を終える方法には上述の「権利行使」の他に「反対売買」があります。

◆ 先物取引と同じようにオプション取引にも取引期限があります。取引期限の満期日を「取引最終日」「満期日」などといい、「反対売買」は「取引最終日」までしかできません。

■ 金オプション取引のルール

プレミアム

オプションを売買する時に買い手が売り手に支払う代金の事をプレミアムといいます。

取引単位

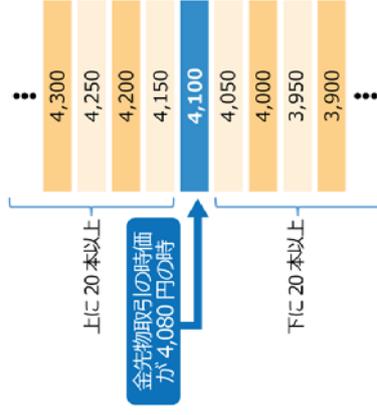
100グラムです。
プレミアムは1グラム単位で表示されますので、仮にプレミアムが50円/グラムである場合、購入額は50×100で5,000円となります。

限月

原資産である金先物標準取引と同じく直近の偶数月を対象にして6つの限月が設定されます（偶数限月制）。
現時点が3月または4月なら4月、6月、8月、10月、12月、翌2月の6つの限月が設定されます。
4月末に4月限が消滅すると、6月、8月、10月、12月、翌2月、翌4月の並び順となり常時6つの限月において取引が可能です。

権利行使価格

権利行使価格は、コールとプットの別ごと、限月ごとに原資産である金先物標準取引の時に最も近い50の倍数となる価格を中心に50円刻みで上下に20本以上、合計41本以上に設定されます。
この権利行使価格は、原資産である金先物標準取引の価格変動に応じて増設されていき、一度設定された権利行使価格は権利行使日まで消滅しません。

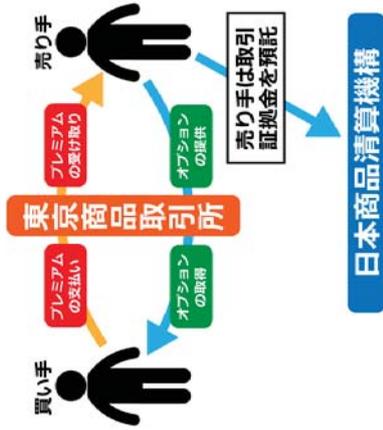


最終清算価格

権利行使日まで未決済のまま残ったオプションを清算するときに通ずる価格で、原資産である金先物標準取引の納金日（＝金オプション取引の権利行使日）の日中立会の始値を用います。

■ 金オプション取引の流れ

オプションの「買い手」はプレミアムを支払って「売り手」からオプションを取得します。



- コールでもプットでも、オプションの「買い手」は**プレミアム**を支払ってオプションを取得します。
- 取引には買い手だけでなく売り手からも参加できます。**「売り手」は、「買い手」からプレミアムを受け取る**一方で、清算機関に取引証拠金を預託する必要があります。なお、オプションの「買い手」は証拠金を預託する必要がありません。
- 「売り手」が預託しなければならぬ証拠金の額は毎営業日終了後のプレミアムに基づいて計算されるため日々変動します。
- プレミアムはオプションの「買い手」と「売り手」の間の需給バランスや取引の対象となる金先物取引の価格変動などにより刻々と変動するため、価格動向を注視しましょう。

注文するときは以下の5項目を明確にして注文しましょう。

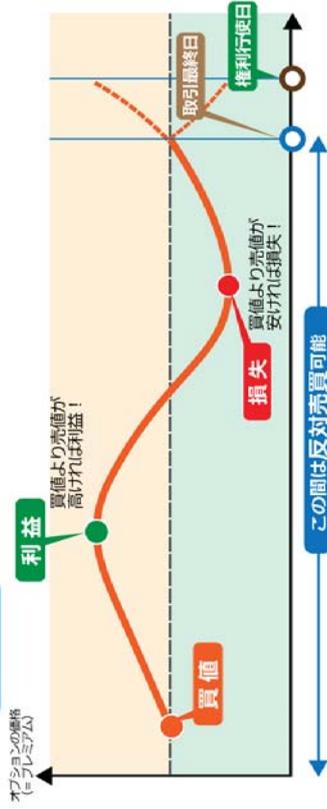
- ① 限月
- ② 権利行使価格
- ③ コールかプットか
- ④ 買いか売りか
- ⑤ 新規か決済か

特に①～③までのも一つでも異なること全く別の銘柄になってしまうので注意が必要です。

取引を終えることを「決済する」といいます。オプション取引の決済方法は次の通りです。

■ 取引最終日（＝権利行使日の前営業日）まで

決済方法： 反対売買



買い手が入った場合は「売り注文」を、売り手が入った場合は「買い注文」を出して決済する方法です。買値より売値が高ければ利益、安ければ損失が生じます。

プレミアムは市場の状況等によって刻々と変化します。取引最終日までならいつでも、市場価格で反対売買できます。

■ 権利行使日において

オプション	決済方法
買い方	自動権利行使 権利放棄
売り方	義務割当て 義務消滅 権利消滅

権利行使日において未決済状態で残っているオプションが下の表に記載される状態にある場合は自動的に権利行使が行われ、売り手から買い手に益金相当額が支払われます。ただし、手数料等を考慮すると損計算になる場合等においては、オプションの買い手により権利放棄できます。

自動権利行使が行われなかったオプションと権利放棄の申告があったオプションは消滅し、それに対応するオプションの売り手の義務も消滅して取引が終了します。この場合、オプションの売り手は最初に受取ったプレミアムが利益額として、逆に買い手は最初に支払ったプレミアムが損失額として確定します。

【自動権利行使されるオプションについて】

以下の状態にあるオプションの買い手は表に記載されている額の益金を受け取ることができます。他方で、これらのオプションの売り手には益金相当額の金銭の支払い義務が割り当てられます。

オプションの種類	オプションの状態	オプションの買い手が売り手から受け取ることができる金額
オプションの種類	オプションの状態	オプションの買い手が売り手から受け取ることができる金額

(1) コール・オプション	権利行使価格 < 金先物取引の最終清算価格 x100×枚数	(金先物取引の最終清算価格 - 権利行使価格) x100×枚数
(2) プット・オプション	権利行使価格 > 金先物取引の最終清算価格 x100×枚数	(権利行使価格 - 金先物取引の最終清算価格) x100×枚数

■ プレミアムの仕組み

プレミアム = 本質的価値 + 時間的価値

プレミアムは刻々と変動しますが、決定した価格は①オプションの権利行使価格と原資産である金先物価格との関係、②取引最終日までの時間の長さという2つの要素に分解できます。

プレミアムは10月1日現在

コールオプション		金先物の時価 4,000円/グラム (取引最終日 10月31日)		プットオプション	
①	プレミアム 50円	本質的価値 0円	権利行使価格 4,100円	④	プレミアム 170円
	時間的価値 50円	時間的価値 50円			本質的価値 100円
②	プレミアム 90円	本質的価値 0円	権利行使価格 4,000円	⑤	プレミアム 90円
	時間的価値 90円	時間的価値 90円			本質的価値 0円
③	プレミアム 160円	本質的価値 100円	権利行使価格 3,900円	⑥	プレミアム 50円
	時間的価値 60円	時間的価値 60円			本質的価値 50円

本質的価値

上記③は時価4,000円/グラムの金先物を3,900円/グラムで購入できるコールオプション、また上記④は時価4,000円/グラムの金先物を4,100円/グラムで売却できるプットオプションですので、両者ともに少なくとも100円の価値を持っています。このようにオプションがその時点で実際に持っている価値を本質的価値といい、以下の計算式で算出できます。

$$\begin{aligned} \text{本質的価値} &= \text{金先物価格} - \text{権利行使価格 (コールオプションの場合)} \\ &= \text{権利行使価格} - \text{金先物価格 (プットオプションの場合)} \end{aligned}$$

なお、オプションは本質的価値の有無によって以下の三つの状態に分類できます。

名称	オプションの状態	対象箇所
イン・ザ・マネー	本質的価値がある状態	上表の③、④

名称	オプションの状態	対象箇所
アウト・ザ・マネー	本質的価値がゼロの状態 (=権利行使価格と金先物価格がほぼ同一)	上表の②、⑤
アウト・オブ・ザ・マネー	本質的価値がマイナス (=価値がない) 状態	上表の①、⑥

時間的価値

プレミアムは本質的価値がゼロであっても実際には価値が付きまます。

この値段は、**取引最終日までに本質的価値が増加するかもしれないという「期待」**が反映された値段で「時間的価値」といい、以下の計算式で算出できます。

時間的価値は本質的価値の増加に対する「期待」ですので、主として①**取引最終日までの期間の長さ (残存期間)**、②**ボラティリティ (価格変動率)**の2つの影響を受けます。

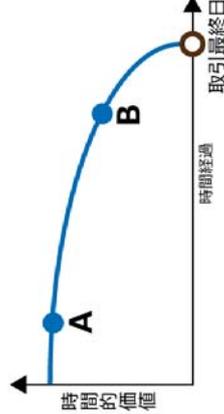
本質的価値の増加
に対する期待

$$\text{時間的価値} = \text{プレミアム} - \text{本質的価値}$$



残存期間

短くなるにつれ時間的価値は減少。
取引最終日が近づくほど加速度的に減衰。



A: 残存期間が長い

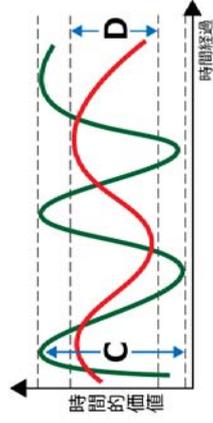
金先物価格が大きく変動する可能性がある。
⇒本質的価値が増加するかもしれないという期待が大きい。
⇒**時間的価値が大きい。**

B: 残存期間が短い

金先物価格が変動する可能性は限定的。
⇒本質的価値が増加するかもしれないという期待は小さい。
⇒**時間的価値が小さい。**

ボラティリティ

高まるほど時間的価値も高まる。



C: 価格変動率が大きい

金先物価格が大きく変動する可能性がある。
⇒本質的価値が増加するかもしれないという期待が大きい。
⇒**時間的価値が増加。**

D: 価格変動率が小さい

金先物価格が変動する可能性は限定的。
⇒本質的価値が増加するかもしれないという期待は小さい。
⇒**時間的価値が減少。**

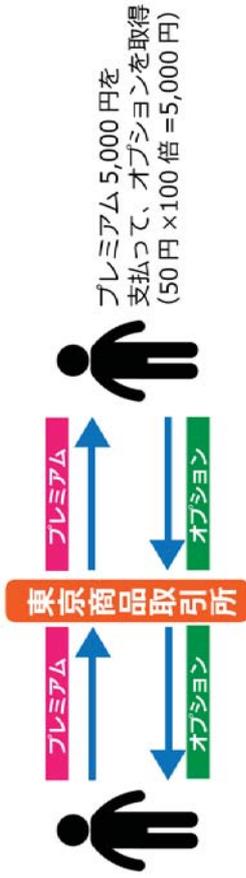
■ 東京金オプション取引の具体例

コールオプションの買い

金先物価格が上昇すると見込んでいる時のオプション取引としては、「コールオプションを買う」「プットオプションを売る」といったことが考えられます。ここではコールオプションを買う場合を例に取引の流れを説明します。

1. 取引開始

権利行使価格4,000円/グラムのコールドオプションを50円/グラムで買う場合
プレミアムを支払ってオプションを購入

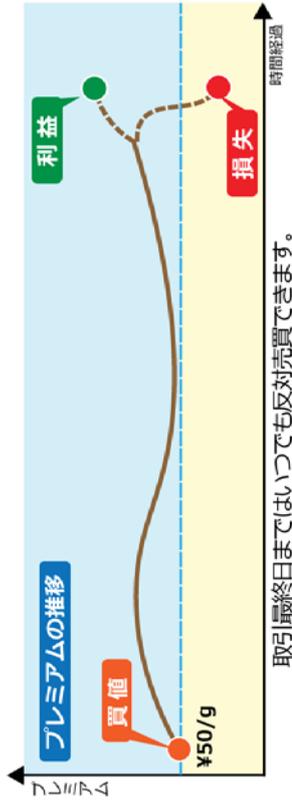


東京金オプション取引単位は100グラムなので倍率は100倍です。

実際の取引では、プレミアム以外に取引手数料や消費税の支払いが必要になります。

2. 取引最終日まで

その時点のプレミアムで反対売買可能



- 金先物の価格が上昇すれば、原則としてコールオプションのプレミアムも上昇します。金先物の価格が下落すれば、原則としてコールオプションのプレミアムは下落します。
- プレミアムの買値より売値が高ければ利益、逆に買値より売値が安ければ損失となります。

$$\text{損益} = (\text{受取りプレミアム} - \text{支払いプレミアム}) \times \text{倍率} \times \text{枚数}$$

利益の例

50円で1枚買って、100円で転売した場合：
(100-50) × 100 = 5,000…5,000円の利益

損失の例

50円で1枚買って、20円で転売した場合：
(20-50) × 100 = ▲3,000…3,000円の損失

3. 権利行使日

未決済のオプション契約は最終清算価格で決済

● イン・ザマネーのオプションは自動権利行使

金先物標準取引の最終清算価格が権利行使価格を上回る4,300円になっていた場合

権利行使価格4,000円のコールドオプションが自動的に行使されます。

最終清算価格4,300円から権利行使価格4,000円を差し引いた額に倍率を乗じて得た額が買い方にとっては受取り額、売り方にとっては支払い額になります。

最終的な損益額は、受取り額/支払い額から最初に受払いしたプレミアムの額を差し引いて算出します。

$$(4,300 \text{ 円} - 4,000 \text{ 円}) \times 100 \times 1 = 5,000 \text{ 円} = 25,000 \text{ 円}$$

最終清算価格

権利行使価格

倍率

枚数

買い方：利益額

売り方：損失額

支払い/受取り
プレミアム

※ ただし、益勘定であっても手数料や税金等により、権利行使しない方がよいと買い方が判断した場合、その旨を申告すれば権利放棄ができます。

● イン・ザマネー以外のオプションは自動権利消滅

金先物標準取引の価格が権利行使価格を下回る3,300円になっていた場合

コールオプションが消滅して取引終了となります。



買い方：支払ったプレミアム5,000円がそのまま損失額
売り方：受取ったプレミアム5,000円がそのまま利益額

■ オプション取引を活用した戦略

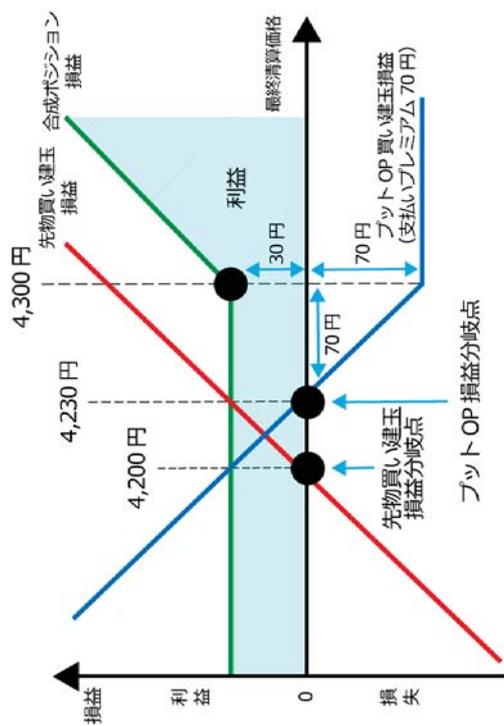
－プロテクティブ・ブットー

先物の「買い」を建てた後で価格が上昇した場合の収益獲得の可能性を残しながら、その一方で価格が下落した場合にも一定程度の利益を確保しておきたい場合にオプション取引を活用することができます。
ある程度、先物ポジションの含み益を確定してしまおうという戦略です。

設例	日付	状態
(1)	×月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 金先物を4,200円で買い建てました。
(2)	×月5日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 金先物が4,300円に上昇し、100円の含み益が生まれました。 ◆ 今後、さらに先物価格の上昇を期待しているものの、価格が下落した場合の利益の減少を限定するために、権利行使価格4,300円のプット・オプションを70円で買い建てました。 ◆ この結果、権利行使日において最終清算価格がどれだけ下落しようとも30円の利益は受け取ることができることになった一方、最終清算価格が4,300円より高くなればそれに応じた利益を受け取ることができる状態になりました。

【権利行使日における損益図】

最低限の利益を確保しながら、より大きい利益を追求！



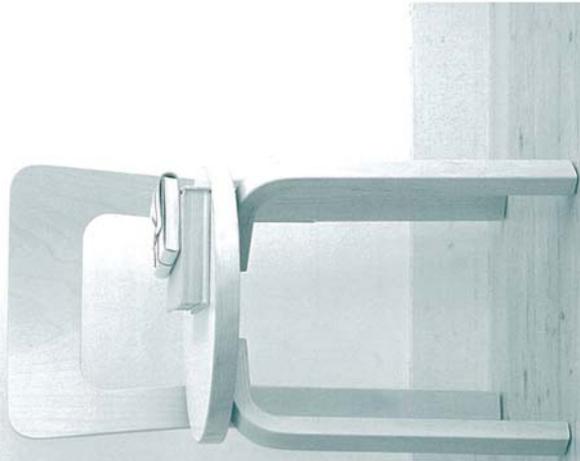
このように先物とオプションを組み合わせることで、最終清算価格が一定の額（この例では4,300円）を下回った場合でも一定の利益を受け取ることができる一方で、最終清算価格が当該一定の額を超えた場合にはそれに応じた利益を追求できるような「合成ポジション」を作ることができます。

この合成ポジションは、リスクが限定されていることから、**清算欄頭に預託する証拠金額についても、先物取引を単に買い建てる場合よりも少額で済む**というメリットもあります。

なお、取引最終日までの間は、**先物の建玉から評価損が生じた場合には、評価損相当額の金銭の預託が必要**になりますので、ご注意ください。

商品デリバティブ取引に関する税金

個人の商品デリバティブ取引による所得に対する税制の概要についてご説明します。

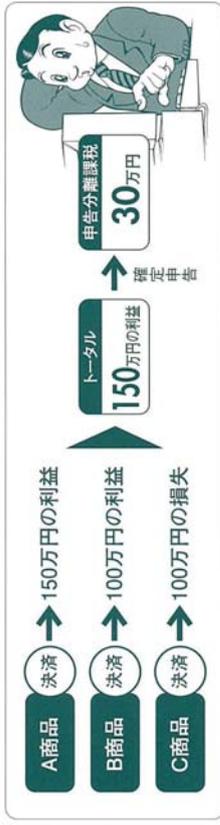


デリバティブ取引の所得の計算

デリバティブ取引を差金等決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料及び手数料に係る消費税などその取引に直接要した費用の額を控除した損益金額を年間(暦年=1月1日から12月31日)で通算し、さらに繰越控除できるデリバティブ取引による損失があるときはその損失の額を控除してなお利益が生じたときにその利益が課税対象所得となります。

デリバティブ取引による所得は、差金等決済により生じた損益によって計算しますので、損益金の支払いがあったかどうかには関係ありません。

また、決済をしていない取引の含み損益(値洗い損益)は課税対象にはなりません。差金等決済により「実現した損益」によって所得を計算します。ですから、年末に値洗い益があっても値洗い損があっても、年間の所得には関係ありません。



オプション取引の所得の計算

オプション取引の損益は、①オプションの転売又は買戻しによる決済、②権利行使*または被権利行使、買戻しによる権利消滅により確定します。

なお、損益の計算は以下のように行います。

*株東京商品取引所の金オプション取引は、取引最終日の翌営業日のみ権利行使(現金決済)が行われるオプション取引です。

① 取引最終日までに転売・買戻しをした場合

取引最終日まで転売・買戻しにより決済することができます。転売・買戻しにより決済した場合には、受取プレミアムから委託手数料などを控除した額が課税対象の所得となります。

【課税対象所得】=受取プレミアム-支払プレミアム-支払委託手数料-消費税

② 取引最終日までに転売・買戻しをしなかった場合

取引最終日までに転売・買戻しが行われなかったオプション取引の建玉で利益が生じているものは、その翌営業日(権利行使日)に自動的に権利行使が行われ、そのオプションは消滅します。

オプションの売買の別	権利行使/消滅の別	コール/プットの別	課税対象所得の算出方法
オプションを買った場合 権利行使が行われた場合	権利行使が行われた場合	コールの買い	(最終清算価格-権利行使価格)×倍率 -支払プレミアム-支払委託手数料-消費税
	権利消滅した場合	プットの買い	(権利行使価格-最終清算価格)×倍率 -支払プレミアム-支払委託手数料-消費税
オプションを売った場合	権利行使が行われた場合	コール/プットのいずれも	▲(支払プレミアム+支払委託手数料-消費税)
	権利消滅した場合	コールの売り	受取プレミアム-(最終清算価格-権利行使価格)× 倍率-支払委託手数料-消費税
	権利行使が行われた場合	プットの売り	受取プレミアム-(権利行使価格-最終清算価格)× 倍率-支払委託手数料-消費税
	権利消滅した場合	コール/プットのいずれも	受取プレミアム-支払委託手数料-消費税

平成 29 年 3 月 9 日

農林水産省 食料産業局 食品流通課 商品取引室 並びに
経済産業省 商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課 御中

日本商品先物振興協会

オプション取引に係るリスク相当額の計算方法について (照会)

平素はお世話になっております。

さて、平成 28 年 9 月 20 日に株式会社東京商品取引所でオプション取引が開始されてから約 5 ヶ月が経過しました。この間、商品先物取引業者の中にはオプション取引の受託取引・自己取引を行う社が現れております。

ご承知の通り、自己取引に関しては法令の定めによりリスク相当額を日々算出する必要がありますが、この中で先物とオプションの両方のポジションを有している場合に、具体的にどのように当該額を算出するのかが分かりづらく、先物も含めたリスク相当額が算出できない、或いは自社の計算方法が法令に沿っているのか分からないという声が本会員である商品先物取引業者から届いております。

このことを解決し、会員に計算例を示すために、本会において計算例を考えてみましたので、当該考え方の当否について、照会いたします。

オプション取引を行っている商品先物取引業者の業務が少しでも円滑に行われるようにしたいとの趣旨で照会する次第ですので、ご理解を賜り、早期のご回答を賜りますようお願い申し上げます。

この計算例で差し支えないとのご回答をいただければ、会員に対して周知する予定でおりますことを申し添えます。

以上

オプションのリスク相当額計算の当否を確認するためのペーパー

オプション取引を原資産のヘッジを行う目的で行った場合の市場リスク相当額の算出方法について

ケース1 オプションがディープ・イン・ザ・マネーのとき (3号の表 下段右)

(1) 先物買い+プットオプション買い

【設例】 本日、金ミニ先物を4,300円で1枚買い建てた。この先物取引に係る価格変動リスクをヘッジするために権利行使価格4,300円の金プットオプションを1枚買い建てた。
本日の取引が終了し、金標準取引の帳入値段は3,900円となった。

【考え方】 ●帳入値段が3,900円であり、ここから8%の価格上昇(312円)があっても4,212円で、なお権利行使価格4,300円を下回る状態であるためこのプットオプションはディープ・イン・ザ・マネーの状態にある。
従って、大臣告示第6条第1項第3号の表下段右の規定に基づき、オプションの原資産の市場リスク相当額とイン・ザ・マネーの額を相殺した額がオプションの市場リスク相当額となる。

●よって、オプションの市場リスク相当額は以下のように算出される。

$$\begin{aligned} (\text{オプションの市場リスク相当額}) &= |(\text{オプションの原資産の市場リスク相当額}) - (\text{イン・ザ・マネーの額})| \\ &= |3,900 \times 1 \times 100 \times 0.08 - (4,300 - 3,900) \times 1 \times 100| \\ &= |31,200 - 40,000| = 8,800 \text{円} \cdots \text{オプションの市場リスク相当額} \end{aligned}$$

●先物とオプションの市場リスク相当額を合算すると以下の通りとなる。

計算の便宜上先物の買い、コールオプションの買い及びプットオプションの売りに係る市場リスク相当額はマイナスの値、先物の売り、プットオプションの買い及びコールオプションの売りに係る市場リスク相当額はプラスの値にして計算することとする(以下同じ)。

$$\begin{aligned} (\text{先物とオプションの市場リスク相当額}) &= |(\text{先物の市場リスク相当額}) + (\text{オプションの市場リスク相当額})| \\ &= |▲(3,900 \times 1 \times 100 \times 0.08) + 8,800| = 22,400 \text{円} \cdots \text{先物+オプションの市場リスク相当額} \end{aligned}$$

- 1 -

ケース1 オプションがディープ・イン・ザ・マネーのとき (3号の表 下段右)

(2) 先物売り+コールオプション買い

【設例】 本日、金ミニ先物を4,300円で1枚売り建てた。この先物取引に係る価格変動リスクをヘッジするために権利行使価格4,300円の金コールオプションを1枚買い建てた。
本日の取引が終了し、金標準取引の帳入値段は4,700円となった。

【考え方】 ●帳入値段が4,700円であり、ここから8%の価格下落(376円)があっても4,324円で、なお権利行使価格4,300円を上回る状態であるためこのコールオプションはディープ・イン・ザ・マネーの状態にある。
従って、大臣告示第6条第1項第3号の表下段右の規定に基づき、オプションの原資産の市場リスク相当額とイン・ザ・マネーの額を相殺した額がオプションの市場リスク相当額となる。

●よって、オプションの市場リスク相当額は以下のように算出される。

$$\begin{aligned} (\text{オプションの市場リスク相当額}) &= |(\text{オプションの原資産の市場リスク相当額}) - (\text{イン・ザ・マネーの額})| \\ &= |4,700 \times 1 \times 100 \times 0.08 - (4,700 - 4,300) \times 1 \times 100| \\ &= |37,600 - 40,000| = 2,400 \text{円} \cdots \text{オプションの市場リスク相当額} \end{aligned}$$

●先物とオプションの市場リスク相当額を合算すると以下の通りとなる。

$$\begin{aligned} (\text{先物とオプションの市場リスク相当額}) &= |(\text{先物の市場リスク相当額}) + (\text{オプションの市場リスク相当額})| \\ &= |4,700 \times 1 \times 100 \times 0.08 - 2,400| = 35,200 \text{円} \cdots \text{先物+オプションの市場リスク相当額} \end{aligned}$$

- 2 -

ケース1 オプションがディープ・イン・ザ・マネーのとき (3号の表 下段右)

(3) 先物買い+コールオプション売り

【設例】 本日、金ミニ先物を4,300円で1枚買い建てた。この先物取引に係る価格変動リスクをヘッジするために権利行使価格4,300円の金コールオプションを1枚売り建てた。
本日の取引が終了し、金標準取引の帳入値段は4,700円となった。

【考え方】 ●帳入値段が4,700円であり、ここから8%の価格下落(376円)があっても4,324円で、なお権利行使価格4,300円を上回る状態であるためこのコールオプションはディープ・イン・ザ・マネーの状態にある。
従って、大臣告示第6条第1項第3号の表下段右の規定に基づき、オプションの原資産の市場リスク相当額とイン・ザ・マネーの額を相殺した額がオプションの市場リスク相当額となる。

●よって、オプションの市場リスク相当額は以下のように算出される。
(オプションの市場リスク相当額) = |(オプションの原資産の市場リスク相当額) - (イン・ザ・マネーの額)|
= |4,700×1×100×0.08 - (4,700 - 4,300) × 1×100|
= |37,600 - 40,000| = **2,400円**・・・オプションの市場リスク相当額

●先物とオプションの市場リスク相当額を合算すると以下の通りとなる。
(先物とオプションの市場リスク相当額) = |(先物の市場リスク相当額) + (オプションの市場リスク相当額)|
= |▲ (4,700×1×100×0.08) + 2,400| = **35,200円**・・・先物+オプションの市場リスク相当額

- 3 -

ケース1 オプションがディープ・イン・ザ・マネーのとき (3号の表 下段右)

(4) 先物売り+プットオプション売り

【設例】 本日、金ミニ先物を4,300円で1枚売り建てた。この先物取引に係る価格変動リスクをヘッジするために権利行使価格4,300円の金プットオプションを1枚売り建てた。
本日の取引が終了し、金標準取引の帳入値段は3,900円となった。

【考え方】 ●帳入値段が3,900円であり、ここから8%の価格上昇(312円)があっても4,212円で、なお権利行使価格4,300円を下回る状態であるためこのプットオプションはディープ・イン・ザ・マネーの状態にある。
従って、大臣告示第6条第1項第3号の表下段右の規定に基づき、オプションの原資産の市場リスク相当額とイン・ザ・マネーの額を相殺した額がオプションの市場リスク相当額となる。

●よって、オプションの市場リスク相当額は以下のように算出される。
(オプションの市場リスク相当額) = |(オプションの原資産の市場リスク相当額) - (イン・ザ・マネーの額)|
= |3,900×1×100×0.08 - (4,300 - 3,900) × 1×100|
= |31,200 - 40,000| = **8,800円**・・・オプションの市場リスク相当額

●先物とオプションの市場リスク相当額を合算すると以下の通りとなる。
(先物とオプションの市場リスク相当額) = |(先物の市場リスク相当額) + (オプションの市場リスク相当額)|
= |3,900×1×100×0.08 - 8,800| = **22,400円**・・・先物+オプションの市場リスク相当額

- 4 -

ケース2 買いオプションがイン・ザ・マネーのとき (3号の表 下段右)

(1) 先物買い+プットオプション買い

【設例】 本日、金ミニ先物を4,300円で1枚買い建てた。この先物取引に係る価格変動リスクをヘッジするために権利行使価格4,300円の金プットオプションを1枚買い建てた。
本日の取引が終了し、金標準取引の帳入値段は4,200円となった。

【考え方】 ●帳入値段4,200円は権利行使価格4,300円を下回っているため、このプットオプションはイン・ザ・マネーの状態にある。
従って、大臣告示第6条第1項第3号の表下段右の規定に基づき、オプションの原資産の市場リスク相当額とイン・ザ・マネーの額を相殺した額がオプションの市場リスク相当額となる。

●よって、オプションの市場リスク相当額は以下のように算出される。

$$\begin{aligned} (\text{オプションの市場リスク相当額}) &= |(\text{オプションの原資産の市場リスク相当額}) - (\text{イン・ザ・マネーの額})| \\ &= |4,200 \times 1 \times 100 \times 0.08 - (4,300 - 4,200) \times 1 \times 100| \\ &= |33,600 - 10,000| = \mathbf{23,600\text{円} \cdots \text{オプションの市場リスク相当額}} \end{aligned}$$

●先物とオプションの市場リスク相当額を合算すると以下の通りとなる。

$$\begin{aligned} (\text{先物とオプションの市場リスク相当額}) &= |(\text{先物の市場リスク相当額}) + (\text{オプションの市場リスク相当額})| \\ &= |\blacktriangle (4,200 \times 1 \times 100 \times 0.08) + 23,600| = \mathbf{10,000\text{円} \cdots \text{先物+オプションの市場リスク相当額}} \end{aligned}$$

- 5 -

ケース2 買いオプションがイン・ザ・マネーのとき (3号の表 下段右)

(2) 先物売り+コールオプション買い

【設例】 本日、金ミニ先物を4,300円で1枚売り建てた。この先物取引に係る価格変動リスクをヘッジするために権利行使価格4,300円の金コールオプションを1枚買い建てた。
本日の取引が終了し、金標準取引の帳入値段は4,400円となった。

【考え方】 ●帳入値段4,400円は権利行使価格4,300円を上回っているため、このコールオプションはイン・ザ・マネーの状態にある。
従って、大臣告示第6条第1項第3号の表下段右の規定に基づき、オプションの原資産の市場リスク相当額とイン・ザ・マネーの額を相殺した額がオプションの市場リスク相当額となる。

●よって、オプションの市場リスク相当額は以下のように算出される。

$$\begin{aligned} (\text{オプションの市場リスク相当額}) &= (\text{オプションの原資産の市場リスク相当額}) - (\text{イン・ザ・マネーの額}) \\ &= |4,400 \times 1 \times 100 \times 0.08 - (4,400 - 4,300) \times 1 \times 100| \\ &= |35,200 - 10,000| = \mathbf{25,200\text{円} \cdots \text{オプションの市場リスク相当額}} \end{aligned}$$

●先物とオプションの市場リスク相当額を合算すると以下の通りとなる。

$$\begin{aligned} (\text{先物とオプションの市場リスク相当額}) &= (\text{先物(買い建玉)の市場リスク相当額}) + (\text{オプションの市場リスク相当額}) \\ &= |4,400 \times 1 \times 100 \times 0.08 - 25,200| = \mathbf{10,000\text{円} \cdots \text{先物+オプションの市場リスク相当額}} \end{aligned}$$

- 6 -

ケース3 買いオプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき (3号の表 下段中央)

(1) 先物買い+プットオプション買い

【設例】 本日、金ミニ先物を4,300円で1枚買い建てた。この先物取引に係る価格変動リスクをヘッジするために権利行使価格4,300円の金プットオプションを1枚買い建てた。
本日の取引が終了し、金標準取引の帳入値段は4,400円となった。

【考え方】 ●帳入値段4,400円は権利行使価格4,300円を上回っているため、このプットオプションはアウト・オブ・ザ・マネーの状態にある。
従って、大臣告示第6条第1項第3号の表下段中央の規定に基づき、オプションの原資産の市場リスク相当額とアウト・オブ・ザ・マネーの額のいずれか小さい額がオプションの市場リスク相当額となる。

●よって、オプションの市場リスク相当額は以下のように算出される。
(オプションの市場リスク相当額) = MIN [(オプションの原資産の市場リスク相当額) , (アウト・オブ・ザ・マネーの額)]
= MIN [$4,400 \times 1 \times 100 \times 0.08$, $(4,400 - 4,300) \times 100$]
= MIN [35,200 , 10,000] = 10,000円・・・オプションの市場リスク相当額

●先物とオプションの市場リスク相当額を合算すると以下の通りとなる。
(先物とオプションの市場リスク相当額) = | (先物の市場リスク相当額) + (オプションの市場リスク相当額) |
= | $\Delta (4,400 \times 1 \times 100 \times 0.08)$ + 10,000 | = 25,200円・・・先物+オプションの市場リスク相当額

- 7 -

ケース3 買いオプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき (3号の表 下段中央)

(2) 先物売り+コールオプション買い

【設例】 本日、金ミニ先物を4,300円で1枚売り建てた。この先物取引に係る価格変動リスクをヘッジするために権利行使価格4,300円の金コールオプションを1枚買い建てた。
本日の取引が終了し、金標準取引の帳入値段は4,200円となった。

【考え方】 ●帳入値段4,200円は権利行使価格4,300円を下回っているため、このコールオプションはアウト・オブ・ザ・マネーの状態にある。
従って、大臣告示第6条第1項第3号の表下段右の規定に基づき、オプションの原資産の市場リスク相当額とアウト・オブ・ザ・マネーの額のいずれか小さい額がオプションの市場リスク相当額となる。

●よって、オプションの市場リスク相当額は以下のように算出される。
(オプションの市場リスク相当額) = MIN [(オプションの原資産の市場リスク相当額) , (アウト・オブ・ザ・マネーの額)]
= MIN [$4,200 \times 1 \times 100 \times 0.08$, $(4,300 - 4,200) \times 100$]
= MIN [33,600 , 10,000] = 10,000円・・・オプションの市場リスク相当額

●先物とオプションの市場リスク相当額を合算すると以下の通りとなる。
(先物とオプションの市場リスク相当額) = | (先物の市場リスク相当額) + (オプションの市場リスク相当額) |
= | $4,200 \times 1 \times 100 \times 0.08 - 10,000$ | = 23,600円・・・先物+オプションの市場リスク相当額

- 8 -

ケース4 売りオプションがイン・ザ・マネーのとき (3号の表 下段左)

(1) 先物買い+コールオプション売り

【設例】 本日、金ミニ先物を4,300円で1枚買い建てた。この先物取引に係る価格変動リスクをヘッジするために権利行使価格4,300円の金コールオプションを1枚売り建てた。
本日の取引が終了し、金標準取引の帳入値段は4,400円となった。

【考え方】 ●帳入値段4,400円は権利行使価格4,300円を上回っているため、このコールオプションはイン・ザ・マネーの状態にある。
従って、大臣告示第6条第1項第3号の表下段左の規定に基づき、オプションの原資産の市場リスク相当額からイン・ザ・マネーの額を控除した額がオプションの市場リスク相当額となる。

●よって、オプションの市場リスク相当額は以下のように算出される。
(オプションの市場リスク相当額) = |(オプションの原資産の市場リスク相当額) - (イン・ザ・マネーの額)|
= |4,400 × 1 × 100 × 0.08 - (4,400 - 4,300) × 100|
= |35,200 - 10,000| = 25,200円・・・オプションの市場リスク相当額

●先物とオプションの市場リスク相当額を合算すると以下の通りとなる。
(先物とオプションの市場リスク相当額) = |(先物の市場リスク相当額) + (オプションの市場リスク相当額)| = |▲ (4,400 × 1 × 100 × 0.08) + 25,200| = 10,000円・・・先物+オプションの市場リスク相当額

ケース4 売りオプションがイン・ザ・マネーのとき (3号の表 下段左)

(2) 先物売り+プットオプション売り

【設例】 本日、金ミニ先物を4,300円で1枚売り建てた。この先物取引に係る価格変動リスクをヘッジするために権利行使価格4,300円の金プットオプションを1枚売り建てた。
本日の取引が終了し、金標準取引の帳入値段は4,200円となった。

【考え方】 ●帳入値段4,200円は権利行使価格4,300円を下回っているため、このプットオプションはイン・ザ・マネーの状態にある。
従って、大臣告示第6条第1項第3号の表下段右の規定に基づき、オプションの原資産の市場リスク相当額とイン・ザ・マネーの額を相殺した額がオプションの市場リスク相当額となる。

●よって、オプションの市場リスク相当額は以下のように算出される。
(オプションの市場リスク相当額) = (オプションの原資産の市場リスク相当額) - (イン・ザ・マネーの額)
= |4,200 × 1 × 100 × 0.08 - (4,300 - 4,200) × 100|
= |33,600 - 10,000| = 23,600円・・・オプションの市場リスク相当額

●先物とオプションの市場リスク相当額を合算すると以下の通りとなる。
(先物とオプションの市場リスク相当額) = |(先物の市場リスク相当額) + (オプションの市場リスク相当額)| = |4,200 × 1 × 100 × 0.08 - 23,600| = 10,000円・・・先物+オプションの市場リスク相当額

平成 29 年度税制改正要望

日本商品先物振興協会
株式会社東京商品取引所
大阪堂島商品取引所

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

<要望内容>

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認め、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

<要望目的>

わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させ、公正な価格形成機能等、期待されている機能を十分に発揮するには、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。

我が国の個人金融資産は約 1,700 兆円程度の規模であるが、その約半分が現預金で運用・保有されている。この潤沢な個人金融資産が商品・金融商品市場において広範に運用されるためには、金融商品間で損益通算の範囲を拡大し、金融所得に係る課税関係をリスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

上場株式等の譲渡所得については、平成 28 年 1 月から特定公社債等の譲渡損益にまで通算範囲が拡大されることとなったが、同じ 20%の申告分離課税である商品先物取引等デリバティブ取引との損益通算は、平成元年に上場株式等の譲渡所得が先行して分離課税となつて以降、不可のままであり、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、さらに損益通算範囲を拡大する必要がある。

<期待される効果>

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

<要望内容>

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること。

<要望目的>

1. と同じく、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるために不可欠である。

そのためには、現在 3 年間に限定されている損失の繰越控除期間を延長することが望まれる。

なお、米・英・独は譲渡所得または金融所得の範囲内で無期限に損失の繰越控除が可能であり、フランスでは譲渡所得の範囲内で 10 年間の繰越控除が可能とされている。また香港・韓国・シンガポールでは商品先物取引に関する所得自体が課税対象となっていない。

<期待される効果>

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

<要望内容>

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

<要望目的>

日本国内において外国商品市場取引の委託又は委託の取次ぎを受ける者は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る場合と同様、商品先物取引業者に係る主務大臣の許可を受けなければならない（商品先物取引法第 190 条第 1 項）。さらに、商品先物取引業者は、それらのいずれの取引の差金等決済についても所轄税務署長への支払調書の提出義務を負う（所得税法第 225 条第 1 項第 13 号及び同法 224 条の 5 第 2 項第 1 号）。このように国内、店頭、外国のいずれの取引種別においても同様に支払調

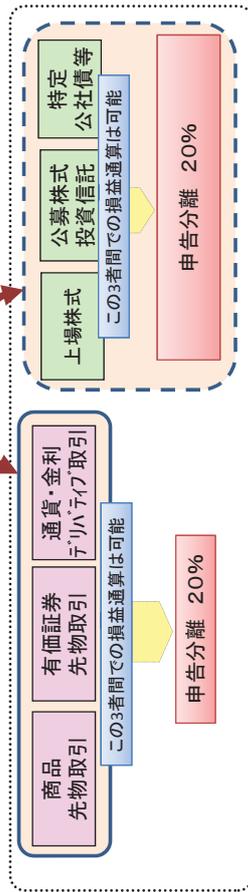
要望事項

申告分離課税を前提として、商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益と上場株式の譲渡損益などの金融所得との間の損益通算を可能とすること。
 その際には、総合的な取引所での取引のみならず、すべての取引を対象とすること。

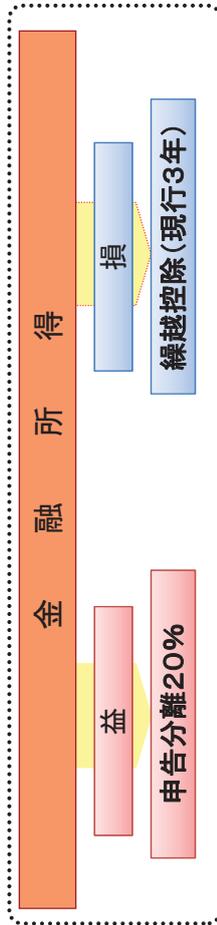
➢ 現在、商品先物、株価指数先物、FX取引等のデリバティブ取引については、互いに損益通算することが可能。
 ➢ 平成28年度税制改正大綱の検討事項である「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化」を推進し、特に商品先物取引等のデリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算を可能とすることで、個人の投資活動を促進させることが重要。

要望事項のイメージ

現行制度



金融所得の一体課税実現後



書の提出義務が課され、投資家の取引状況が税務当局に捕捉されているにも関わらず、外国商品市場取引による決済損益だけ総合課税により超過累進税率を適用する（所得税法第89条）こととされており、外国商品市場取引と国内商品市場取引等の決済損益は通算することは認められていない。

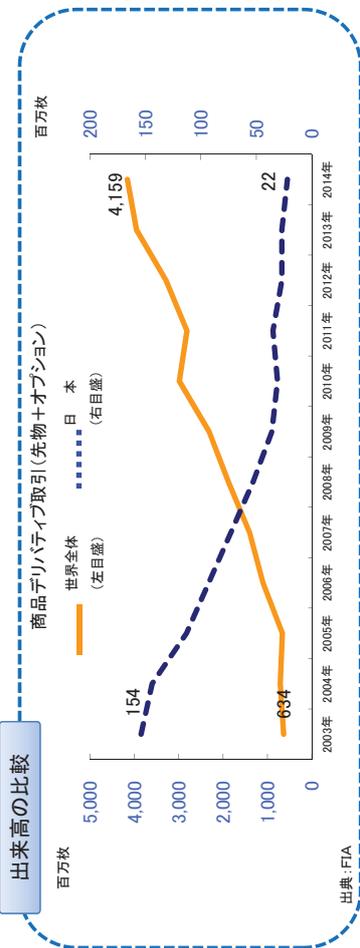
商品先物取引においては、国内商品市場と外国商品市場に同一商品（例：金・石油・大豆・とうもろこし等）が上場されていて、それらの商品に係る異市場間裁定取引（同一銘柄に関してある市場で買建て、他の市場で売建てることにより、両者の値差の拮抗から利益を得ようとする取引）の需要は少なくないが、現在の税制では、課税の取扱いが異なることにより相互の損益通算ができない。リスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制により個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、外国商品市場取引の決済損益についても、他のデリバティブ取引に係るものと同様に申告分離課税とするべきである。

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、外国商品市場と国内商品市場の間での異市場間裁定取引が活性化し、双方の市場において個人投資家の投資活動が促進されるため、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

以上

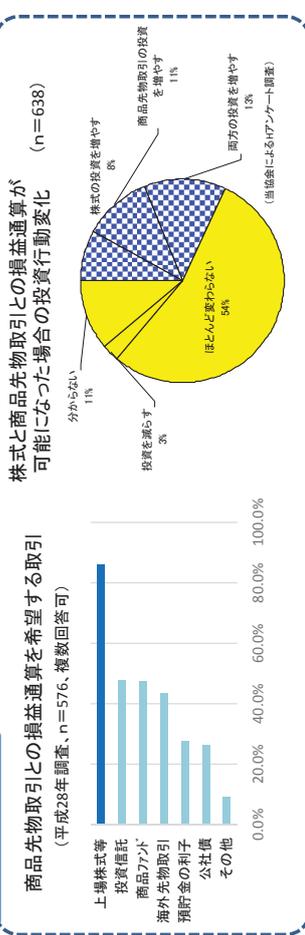
- ▶ 我が国の商品先物市場は取引量を大きく減少させている一方で、世界の取引量は急速に伸びている。
- ▶ 諸外国では先物と株式の損益通算が可能。
- ▶ 商品先物取引の投資家の8割以上が、株式との損益通算を希望し、損益通算が可能となった場合には、商品先物取引を行っている投資家のうち3割超は投資を増やすと回答。



商品先物と株式に係る課税関係(損益通算)の国際比較

日本	アメリカ、イギリス、フランス
デリバティブ取引と株式(現物)は損益通算不可	デリバティブ取引と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)
東京商品取引所(13) 大阪堂島商品取引所(38)	【アメリカ】ニューヨーク・マーカンタイル取引所(2)、シカゴ商品取引所(12)、インターコンチネンタル取引所(米)(3) 【イギリス】インターコンチネンタル取引所(EU)(5)、ロンドン・金属取引所(9)

投資家のニーズ



平成 28 年 12 月 8 日

各 位

日本商品先物振興協会

「平成 29 年度税制改正大綱」における
商品先物関連の税制措置について（ご報告）

本日、自由民主党・公明党連名による「平成 29 年度税制改正大綱」が公表されました。この中で、本会が要望しておりました税制改正要望については、下記の結果となりまじましたことをご報告いたします。

本会では、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化が早急実現するよう、引き続き要望を行ってまいります。

* 「平成 29 年度税制改正大綱」は、自由民主党ホームページに掲載されております。

掲載 URL : <https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>

記

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

[本会の要望]

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認め、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

[平成 29 年度税制改正大綱における取扱い]

「第三 検討事項」において、引き続き検討することとされました。

(昨年度と同文)

(131 ページ)

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

[本会の要望]

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること。

⇒平成 29 年度税制改正大綱において言及された箇所はありません。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

[本会の要望]

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とする。

⇒平成 29 年度税制改正大綱において言及された箇所はありません。

以 上

平成 29 年 3 月

各 位

日本商品先物振興協会

商品先物取引裁判事例集 〔第 2 集〕

「商品先物取引裁判事例集（第 2 集）」のご送付について

拝啓 早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の運営に種々ご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび「商品先物取引裁判事例集(第 2 集)」を發刊いたしましたので、謹呈させていただきます。

何とぞ、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成 29 年 3 月



日本商品先物振興協会

平成 28 年 4 月 12 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

自己玉リスク（純資産額規制比率）に係る
リスク値計算シートの更新のお知らせ

今般、㈱日本商品清算機構において国内商品市場に上場している商品に係る相関係数が更新されました。

これらに対応して、リスク値計算シートに所要の変更を施しましたので、その旨ご案内いたします。

（更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シートをダウンロードしてお使い下さい。）

なお、本シートは国内の取引所取引（オプションを除く）に係るリスク値を計算するためのものであること、リスク値の計算に関しては省令の規定に沿って行われているため、必ずしも本シートを使用する必要はないこと、を申し添えます。

記

【今次リスクシートのポイント】

【金グループ】（昨年と変わらず）

- 金標準、同ミニ、限日の間の全ての商品間について、相殺が可能です。

【貴金属グループ】（昨年と変わらず）

- 白金標準と同ミニの間以外の全ての商品間について、相殺が不可となっております

す。ただし、限月間相殺は可能です。

【石油グループ】（昨年と変わらず）

- 全商品について商品間相殺、限月間相殺が可能となっております。

【穀物グループ】

- 東京とうもろこし、東京小豆、東京コメ、大阪コメについて限月間相殺が可能となっております（新たに東京とうもろこしが限月間相殺可能となりました）。
- 東京コメ、大阪コメについては商品間相殺が可能となっております（昨年と同様です）。

【ゴムグループ】（昨年と同様）

- 東京ゴムの限月間相殺が可能です。

以上

商先業界の課題

1. 市場の流動性回復

石油市場の出来高は、平成 27 年度は平成 15 年度に比べるとガソリンは 6%、灯油は 3% しかない。農産物市場も買い方委託者の手仕舞いができず、例えば大豆 8 月限は 8 月 2 日から納会日までの 8 営業日で 13,200 円（35%）下落し委託者が大きな損失を被っている。

- ① 投機資金の呼び込み（個人投資家、機関投資家）
適正な勧誘・受託の促進、リスク投資に係る環境整備（普及啓蒙、税制改正等）
- ② 受渡し機能の健全化（当業者の参入促進）
各市場の当業者の商慣習に合わせた銘柄・受渡し場所等の絞り込み
- ③ 価格指標性の向上による社会的認知
価格指標としての先物市場価格の普及

2. 税制要望の実現

8 割超の投資家が金融所得課税の一体化（株式現物等とデリバティブとの損益通算）を希望している。

- ① 税制改正大綱の「検討事項」として 4 年が経過。
- ② 実現損益を損益通算の対象とすることを原則とすべきところ、租税回避の防止策として未決済ポジションの含み損益を損益通算に加えることは最善とはいえないが、実現が優先。
- ③ 証券業界もネット業者を中心に実現に注力。

3. コメ市場のあり方

平成 29 年 8 月の本上場の判断には、業界全体のコストを考慮すべき。

- ① 大阪堂島取でコメ市場を存続させることの是非
先物市場として適正に機能し、継続可能な運営が重要
- ② 義務売買での市場維持の限界
コスト負担の限界
- ③ 上場銘柄の絞り込み（3 銘柄→新潟コシヒカリ）
絞り込みにより、受け手のいる市場構成へ。

4. 電力市場の上場

電力市場は、現物・先物一体開設を推進すべき。

- ① 先物市場単独上場は、その採算性から TOCOM 経営のさらなる悪化が懸念される。また、既存市場の取引参加料の引上げは取引参加者の撤退を促すこととなる。
- ② 市場利用者の利便性を考慮し、取引増加が見込まれる上場が必要。裁定取引の活用できる市場に。

5. 業界団体のあり方

現状の業界規模を勘案すれば、より効率的・合理的な団体のあり方を考えるべきとき。（日本証券業協会の例）

- ① 市場が縮小し、商先業者が 50 社を割る中（うち、国内商品市場に係る商先業者は 28 社）で 3 つの業界団体がある。法律に定められた団体を個別に設立しているため商先業者の負担が重い。

② 各団体の業務見直しが必要（特に、法定団体における事業の制限等）

6. その他

商先業者各社は厳しい経営環境に直面しており、これ以上商先業者が減少すると、市場機能の喪失につながりかねない。

許可更新に当たっては、過度な負担とならないようご配慮いただきたい。

以 上

消費税の軽減税率制度導入に関する説明会

議 事 次 第

平成28年4月25日(月) 13時00分～15時00分
ホテルレポール麹町 会場：ロイヤルクリスタル

- 1 開 会
- 2 挨拶 山北 幸泰 農林水産省経営局審議官
- 3 議 事
 - (1) 消費税の軽減税率制度について(資料1)
城戸 格 財務省主税局税制第二課課長補佐
 - (2) 消費税の軽減税率制度の導入に係る事業者支援策について
(資料2)
内野 泰明 中小企業庁事業環境部財務課課長補佐
 - (3) 軽減税率導入に向けた政府の対応と業界団体の皆様への協力要請について(資料3)
石曾根誠司 農林水産省経営局総務課調整室長
- 4 質 疑
- 5 閉 会

軽減税率制度の概要

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、軽減税率制度を導入する。

- 軽減税率の対象品目
 - ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
 - ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
- 軽減税率：8% (国分：6.24%、地方分：1.76%) 標準税率：10% (国分：7.8%、地方分：2.2%)
- 適格請求書等保存方式の導入
 - ・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)を導入する。
 - ・ 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。

(適格請求書等保存方式導入までの経過措置)

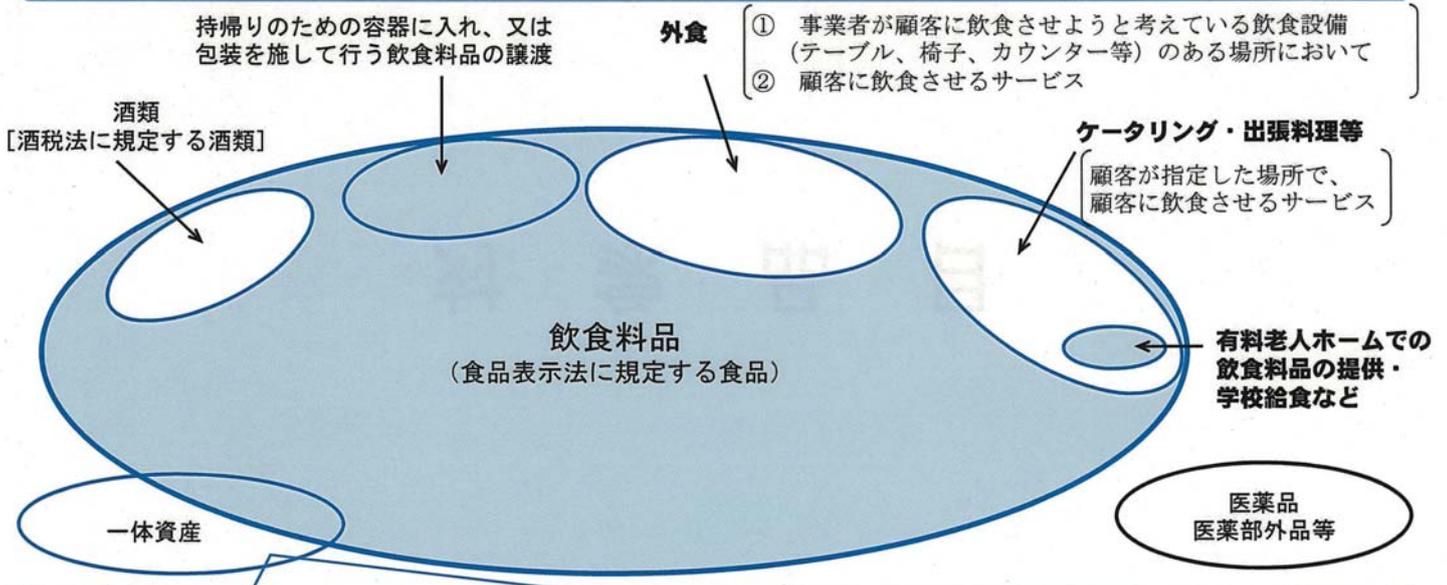
 - ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。

(適格請求書等保存方式導入後の経過措置)

 - ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。
- 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。(28改正法に以下を規定)
 - ① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- 軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないよう、政府・与党が一体となって万全の準備。(28改正法に以下を規定)
 - ① 政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な導入・運用のための必要な措置を講ずる。
 - ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度導入の簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、
外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



【一体資産の取扱い】

- 例えば、おもちゃ付のおかしや紅茶とティーカップの詰め合わせ等、軽減税率の対象である食品が、あらかじめ他の資産と一体として販売される場合は、一体資産の販売価格（税抜）が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めているときに限り、その全体が軽減税率の対象となる（一体資産全体の価格のみが提示されている場合に限る）。 3

「外食」等の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食」等は、以下のもの。

1. ①事業者が顧客に飲食させようと考えている飲食設備（テーブル、椅子、カウンター等）のある場所において（場所要件）、②顧客に飲食させるサービス（サービス要件）（持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡は含まない）（「外食」）
 2. 顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス（「ケータリング・出張料理等」）。
- ただし、有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除外する。

軽減税率（「外食」に当たらない）

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザ屋の宅配

屋台での軽食

（テーブル、椅子等の飲食設備がない場合）

寿司屋の「お土産」

コンビニの弁当・惣菜

（イートイン・コーナーのある場合であっても、持帰りのための容器に入れられるなど持帰りとして販売される場合は「軽減税率」を適用）

（注）店内飲食の場合にも、持ち帰りのための容器や袋に入れるような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りの意思確認するなどして、軽減税率の適用対象となるかを判定。

有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等

標準税率（「外食」に当たる）

1. 外食

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品

（例：トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品
：顧客への意思確認により、イートインコーナーで飲食させるものとして提供された食品

2. ケータリング・出張料理等

